

京都先端科学大学利益相反ポリシー

1.目的

京都先端科学大学は、建学の精神に則り、教育、研究、社会貢献を大学の使命として、研究者の研究成果を社会に還元するべく、産官学連携活動を積極的に推進する。

産学官連携を進める過程において、連携の結果、教職員等が企業等の関係で有することになる利益や負うこととなる義務が、大学がその使命に基づき教職員に求める義務（大学の利益）と衝突する場合も生じうる。利益相反（いわゆる責務相反を含む）といわれる状況である。利益相反行為を放置し、大学としての使命をないがしろにすることは許されることではない。そこで京都先端科学大学では、産学官連携の推進に当たり、利益相反の問題について大学及びその教職員が取組むべき姿勢と対処するためのルールを、利益相反ポリシーとして内外に明らかにする。

2.利益相反の定義

個人としての利益相反

利益相反（狭義）

利益相反（広義） 大学（組織）としての利益相反

責務相反

（1）利益相反（広義）

「狭義の利益相反」と「責務相反」の双方を含む概念をいう。

（2）利益相反（狭義）

教職員等が産官学連携活動に伴って得る利益と、教育・研究という大学における責任が相反している状況をいう。個人としての利益相反と大学組織としての利益相反がある。

①個人としての利益相反

教員個人が得る利益と教員個人の大学における責任が相反している状態をいう。

②大学（組織）としての利益相反

大学が組織として得る利益と大学の社会的責任が相反している状態をいう。

（3）責務相反

教職員等が兼業活動により、企業等に職務遂行責任を負っていて、大学における職務遂行責任と企業に対する職務遂行責任が両立しない状態をいう。

3.基本方針

- (1) 本学は、社会貢献という本学の使命に鑑み、産官学連携を積極的に推進する。
- (2) 本学は、産官学連携活動の過程において、付随的に生じ得る利益相反が深刻な事態へと発展することを未然に防止するため、適切な利益相反マネジメントを行う。
- (3) 本学は、教職員等からの申告に基づき、第三者が利益相反の疑念を抱くおそれのあるものについては、適切な助言、指導等により、その解消を図る。
- (4) 本学における利益相反マネジメントは、教員の産官学連携活動を制限するものではなく、教員の自主性を最大限に尊重するとともに、大学の社会的信頼の確保と教員が安心して産官学連携活動に取り組める環境を整備するためのものである。企業に対する職務遂行責任が両立しない状態をいう。

4.対象

本ポリシーにおいて対象としている教職員等とは、以下の者を指す。

- (1) 役員
- (2) 専任の教職員
- (3) その他利益相反委員会が対象者と判断した者

5.管理体制

学長のもとに利益相反委員会を設け、利益相反に関する重要事項を審議・審査する。

6.問題解決のための判断基準

(1)専任の教職員等（専任に準じる非常勤教職員を含む）の学外兼職に係る許可基準は、兼職に関する取扱要項による。学外兼職の基準を満たしている場合であっても、大学の職務遂行よりも社会貢献活動を通して個人的な利益を優先させていると客観的に見られないよう配慮する。

(2)学外兼職許可が不要な場合であっても、以下に該当する場合は、利益相反または責務相反にならないよう配慮する。

①共同研究や委託研究および各種研究員の受け入れにより学外と交流する場合

②共同研究、委託研究先等に何らかの便益を供与する場合、または供与される者から物品を購入する場合

③講演等を行い、1法人等から高額の報酬を個人的に受領する場合

④国、地方公共団体または学術団体などの外部機関の委員等に就任し、1法人等から高額の報酬を個人的に受領する場合

⑤外部機関等から寄付金、設備や物品の供与を受ける場合

⑥大学の施設や設備の利用を提供する場合

⑦外部機関等から便益の供与を受けたり、供与が想定される場合

⑧学外の団体等へ自らの知的財産権を譲渡あるいは使用許諾する場合

(3)個人的な利益の有無にかかわらず、大学の職務遂行よりも社会貢献活動（非常勤講師としての出講も含む）に労力や時間配分を優先させていると客観的に見られないよう配慮する。

7. 産学官連携に携わる教職員等による情報の開示

(1)対象者は、産学官連携における利益相反問題をチェックするために必要最小限な範囲で定められた一定の情報を、自己申告書に記載して、所属長を通じて利益相反委員会に提出する。

(2)対象者が提出した自己申告書は、プライバシー等に係わる部分を除き、情報公開制度に従って公開する。

8. その他

国内外の社会情勢等の変化、利益相反問題の状況に応じて本ポリシーの適宜見直しを行う。